

指定管理者制度運用ガイドライン第5版 主な改訂内容

1. 指定議案の提出時期見直し

【改訂内容】

これまでの指定議案の提出時期は、公募が11月議会、非公募は2月議会としていたが、公募・非公募ともに11月議会に統一した。

【改訂箇所】(P.30) 第4章 1 指定管理者指定の議案提出 (2) 指定議案の提出時期

2. 単年度非公募施設における債務負担行為の設定

【改訂内容】

単年度非公募について、債務負担行為を設定するように記載した。

【改訂箇所】(P.30) 第4章 2 債務負担行為の設定

3. 単年度非公募施設における協定の締結

【改訂内容】

単年度非公募施設について、複数年度指定施設と同様に「基本協定」と「年度協定」を締結することとした。

【改訂箇所】(P.31) 第4章 4 協定の締結